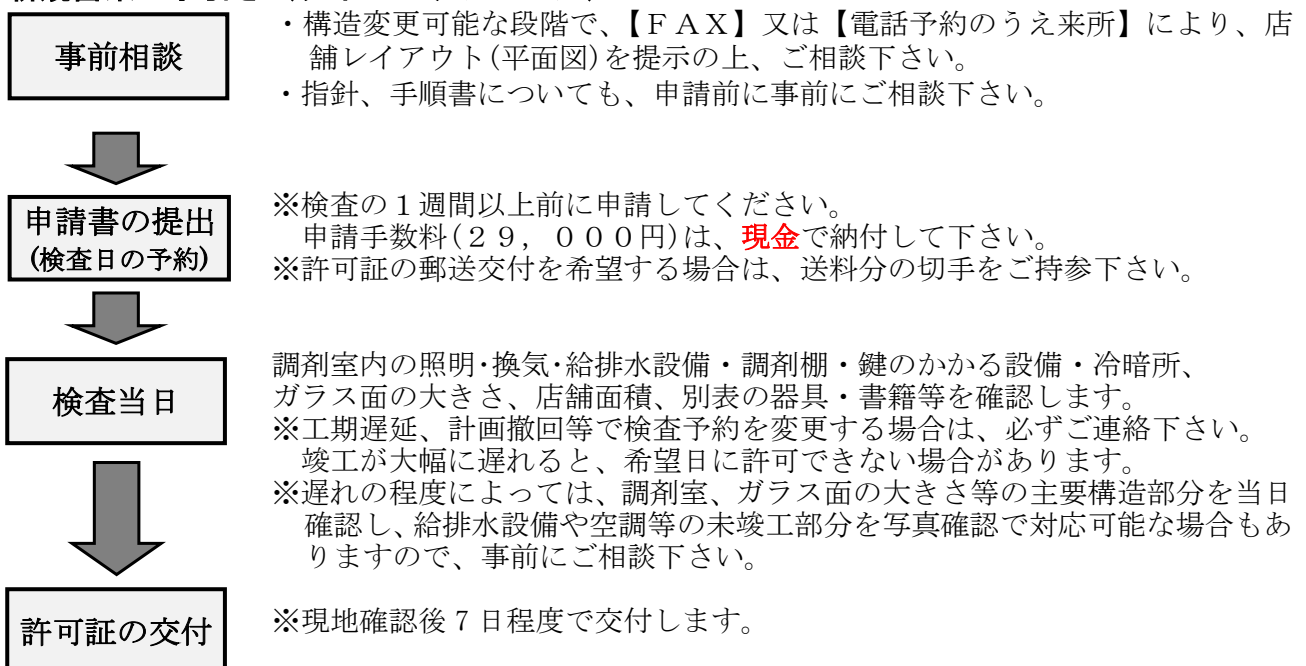


## 薬局開設許可申請

申請対象	<p>次の場合には、事前に許可申請が必要です。</p> <p>① 新規に薬局を営業するとき ② 個人から法人への営業者変更 ③ 法人から個人への営業者変更 ④ 別法人への営業者変更 ⑤ 薬局の移転 ⑥ 構造設備の大規模な変更</p>
注意点	<p>① 新規営業の手引き（タイムスケジュール）を必ず最初にご覧下さい。</p> <p>② 申請手数料（29,000円）は、申請書提出時に<b>現金</b>で納付して下さい。</p> <p>③ 麻薬を取扱う場合は、奈良県薬務課へ相談して下さい。</p>
提出書類・省略可能書類	<p>① 薬局開設許可申請書</p> <p>② 構造設備の概要、設備器具一覧表</p> <p>③ 薬局に関する図面（平面図、敷地内の建物配置図、所在地略図）</p> <p>④ 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び組織規定図（業務分掌表） ※登記事項証明書は、発行後6ヶ月以内のもの</p> <p>⑤ 法人開設で責任役員が欠格条項に該当するおそれがある場合、診断書</p> <p>⑥ 次の事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわせて行うその他の業務の種類（麻薬小売業、一般用医薬品、高度管理医療機器販売等）</li> <li>・販売・授与する医薬品の区分</li> <li>・一日平均取扱処方箋数</li> <li>・薬局管理者・薬剤師（登録販売者）一覧（氏名・住所・週当たり勤務時間・免許登録番号・登録年月日）</li> </ul> <p>⑦ 使用関係を証する書類又は雇用契約書の写し</p> <p>⑧ 薬剤師免許証（登録販売者は販売従事登録証）の原本提示又は原本証明した写し（※） ※ 薬剤師免許証等の写しに「原本に相違なし」の記載及び申請者の記名</p> <p>⑨ 「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」で規定する指針及び手順書</p> <p>⑩ 勤務表</p> <p>⑪ 特定販売（ネット販売等）を行う場合は、特定販売を行う場合の書類（通信手段、特定販売を行う医薬品の区分等を記載した書類）。</p> <p>⑫ 健康サポート薬局である旨を表示する場合には、健康サポート薬局に関する基準に適合するものであることを明らかにする書類</p> <p>⑤は申請前の3ヶ月間に他の申請・届出に添付している場合のみ省略可能です。</p> <p>④、⑦、⑧は、既に同一内容の書類を他の申請・届出で提出済みの場合は省略可能です。</p>

## 新規営業の手引き（タイムスケジュール）



## 構造設備基準の概要

調剤室	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出入口は1カ所のみ</li> <li>②内法面積6.6m<sup>2</sup>以上</li> <li>③待合室から調剤室内を容易に見通せ、調剤室と明示したガラス面 (透明かつ、仕上げ寸法で縦1m以上、横1.2m以上)の設置</li> <li>④調剤室中央部には、ガラス面からの見通しを著しく阻害する設備(背の高い調剤棚等)を設置しない</li> </ul>
店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>①内法面積19.8m<sup>2</sup>以上(調剤室を含む。便所、倉庫、更衣室、事務室は面積から除外)</li> <li>②要指導医薬品・第一類医薬品を取扱う場合は、必要な陳列設備を有すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・陳列設備から1.2m以内の範囲に購入者等が進入できないよう、必要な措置が採られていること(但し、要指導医薬品・第一類医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他購入者等が直接手の触れられない設備に陳列する場合を除く)</li> </ul> </li> <li>③情報提供のための設備を有すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤室に近接する場所にあること</li> <li>・要指導医薬品・第一類医薬品を取扱う場合は、要指導医薬品・第一類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること</li> <li>・指定第二類医薬品を取扱う場合は、指定第二類医薬品陳列設備から7m以内の範囲にあること(ただし、②の但し書に該当する陳列設備の場合を除く)</li> <li>・2以上の階に医薬品を通常、陳列又は交付する場所がある場合は、各階の当該場所の内部にあること</li> <li>・複数の情報提供設備がある場合は、いずれかが適合すること</li> </ul> </li> </ul>

### 【参考】近畿厚生局での手続き

保険薬局指定申請(毎月10日締切)



保険薬局指定(翌月1日)

保険薬局に係る指定申請について、平成29年2月受付分(平成29年3月指定)から受付締切日が、毎月10日に変更になります。  
詳しくは近畿厚生局奈良事務所(0742-25-5520)へご相談ください。

### 【参考】他法令で別途申請が必要なもの(抜粋)

- ・麻薬を取扱う場合  
麻薬小売業者免許が必要ですので、奈良県薬務課へご相談ください。  
奈良県薬務課  
〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL:0742-27-8664
- ・適正医療(結核予防法)
- ・医療扶助(生活保護法)
- ・更生医療・育成医療・精神通院(障害者自立支援法)
- ・労災保険指定薬局(労働者災害補償保険法)

など

### 医薬品医療機器等法(「事前相談」～「許可証の交付」)に関する照会先

奈良市保健所 保健衛生課 医事薬事係 奈良市三条本町13-1はぐくみセンター内  
TEL:0742-93-8395(かけ間違いにご注意ください)  
FAX:0742-34-2485  
※担当者不在の場合もありますので、ご来所の際には事前に電話予約をお願いします。